ニ　電気通信回線を使用して行う授業（ロ及びハに掲げるものを除く。）であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの
ホ　電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であって、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

第二十一条第一項第五号中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　申請者、代表者、管理責任者又は講師等（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
イ　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
ハ　第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であって、その処分の日から二年を経過しない者

第二十一条第二項第二号を次のように改める。

二　総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することのできる者と認める管理責任者を置くものであること。

第二十一条第二項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。
イ　法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
ロ　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
ハ　第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であって、その処分の日から二年を経過しない者

第二十二条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。

第二十二条第一項第六号イ中「場所」の下に「（随時受講型授業の場合にあっては、受講形態の概要）」を加え、同号ロ中「時間割」を「同時受講型授業の場合にあっては、時間割」に改め、「実施要領（」の下に「前条第一項第六号の」を加え、同号ハ中「講師」を「講師等」に改め、「授業科目別授業時間」の下に「（随時受講型授業の場合にあっては、担当する授業科目）」を加え、同号チを同号リとし、修了試験の方法の次に次のように加える。

チ　修了試験の方法

第二十二条第一項第六号に次のように加える。

ヌ　施設費及び運営費並びにその支弁方法
ル　受講料の額

第二十二条第一項中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同項第十号中「講師」を「講師等」に改め、同号ロ中「これに」を「法に」に、「法第七十六条」を「法第七十六条第一項」に改め、同号ハ中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十一号を同項第九号とし、同条第二項第十二号イ中「実施要領（」の下に「前条第二項第五号の」を加え、同項第十三号ロ中「これに」を「法に」に、「法第七十六条」を「法第七十六条第一項」に、「法第七十九条」を「第七十九条第一項及び第二項」に改め、同号ハ中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改める。

第二十二条の二中「二以上の養成課程」の下に「申請の日から三年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。）」を、「その養成課程の」の下に「主たる」を加え、「同時に申請」を「申請」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（電磁的方法により作成された教科書の提出方法）

第二十二条の三　前二条の規定により総合通信局長に提出する教科書であって、電磁的方法により作成されたものについては、その記録に係る記録媒体により提出するものとする。

第二十三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、同条第一項第四号又は第二項第三号の基準に適合しない場合に、情状を酌量することが適当と認められるときは、総合通信局長は、これらの規定にかかわらず、認定することができる。

第二十三条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第二十一条第一項第五号」を「第二十一条第一項第六号」に改め、「の基準」を削り、同項を同条第三項とする。

第二十五条第一項中「長期型養成課程である場合は、第一号及び第三号に掲げる事項に限る。）」を削り、各号を次のように改める。

一　長期型養成課程以外の養成課程
イ　管理責任者
ロ　設備の状況
ハ　実施計画に関する事項で次に掲げるもの
(1)　実施の期間
(2)　授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業にあっては、時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第六号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）
(3)　講師等（その担当別を含み、第三項第一号ロ(2)に掲げるものを除く。）
(4)　使用する教科書（変更後使用する教科書が標準教科書であるときを除く。）
(5)　試験問題の作成方針及び管理方法
(6)　修了試験の方法
(7)　養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲
(8)　施設費及び運営費並びにその支弁方法
(9)　受講料の額
ニ　実施する者が行う業務
ホ　実施する者、代表者、管理責任者又は講師等が第二十一条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当することの有無
二　長期型養成課程
イ　代表者、管理責任者又は講師（その担当別を含み、第三項第二号ヘに掲げるものを除く。）
ロ　設備の状況
ハ　実施計画に関する事項で次に掲げるもの
(1)　授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第一項第五号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）
(2)　養成を受ける者の資格条件
(3)　修了証明書等の発行の条件
ニ　代表者、管理責任者又は講師が第二十一条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することの有無